

大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給のご案内

大津町では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の経営安定を図るため、県の「金融円滑化特別資金」を活用し融資を受けられた中小企業者に対し、利子補給を行います。

【利子補給の概要】

対象資金	① 金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分） ② 金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症対策分） ③ 金融円滑化特別資金 （危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）
利子補給対象者	上記対象資金の融資を受けた者のうち、次の条件に該当するもの ・個人にあっては町内に住民票を有する者、法人にあっては町内に本社を有する者 ・町税の滞納がない者
利子補給対象融資限度額	1,000万円
利子補給期間	3年以内
利子補給額	全額
利子補給申込	融資を受けた後、1ヶ月以内に利子補給申込書を町へ提出
利子補給交付申請	各年12月までの支払利子分の交付申請書を翌年1月末までに、町へ提出

【令和2年度の申込から利子補給を受けるまで】

- ① 融資を受けた1ヶ月以内に利子補給申込書を町へ提出してください。

【添付書類】借入を証する書類（契約書の写し等）、返済予定表の写し、信用保証協会決定の写し、対象資金①をご利用の方は、法人登記簿の写しも添付してください。

- ② 審査後、認定通知書を申込者へ通知します。

- ③ 12月までの償還後、令和3年1月末までに、利子補給交付申請書を町へ提出してください。

【添付書類】ご利用金融機関からの利子払込証明書、納税証明書

- ④ 申請された利子補給額をお支払いします。（令和3年3月予定）

詳しくは、大津町役場 商業観光課 商業観光係までお問い合わせ下さい。

TEL293-3115 FAX294-2868